

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（改定案）及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（平成 28 年 10 月）の点検結果（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和 2 年 11 月 24 日(火)

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集の周知方法

関係資料を環境省ホームページに掲載、電子政府の総合窓口、記者発表

(2) 意見募集期間

令和 2 年 9 月 25 日(金)から同年 10 月 28 日(水)

(3) 意見提出方法

インターネット、郵送、ファックス

(4) 意見提出先

環境省大臣官房環境保健部環境安全課

2. 意見募集の結果

3 件

なお、この他、本案件とは関係のない御意見（1 件）がございました。

3. 意見等の概要と意見に対する考え方について

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	化審法と整合が取れていない部分が気になります。 14 ページのポリ塩化ビフェニル類(PCBs)は、そもそも総称名である PCB の「類」とは、いかなる物でしょうか。他の部分は PCB になっていますが。 クロルデン類とヘプタクロル類も化審法では「クロルデン類」ですので、混同しないように表現を替えていただきたいところです。 トキサフェン類は、トキサフェン、Parlar-26、Parlar-50、Parlar-62 を含むようですが、これも説明がありません。 ポリブロモジフェニルエーテル類（臭素数が 4 から 10 までのもの）とありますが、他の部分を見ますと「4 から 7 及び 10」のように見受けられます。 エンドスルファン類(α-体及びβ-体)	原案を修正いたします。 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(1973 年(昭和 48 年)法律第 117 号。以下「化審法」という。)と整合が取られていなかった用語については、化審法で規定されている用語の定義に整合するように修正いたしました。また、化審法で規定されている定義と異なるため整合していない用語等については、その旨を括弧書きにより説明を記載いたしました。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
	も 3 ヶ所だけこのような表現がされて他はエンドスルファンとされていますが、使い分けられているようには見えません。 1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサブROMシクロデカン類は、「1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサブROMシクロデカン」か「ヘキサブROMシクロデカン類」の間違いかと思われます。 ジコホルは、今後指定される o, p' -体と、2005 年 4 月 1 日で既に化審法第 1 種特定化学物質に指定されている p, p' -体を明確に記載していただきたいと思います。	
2	低濃度 PCB 汚染機器の処理において、「低濃度 PCB 汚染の懸念のある機器を明確にし、2027 年 3 月末以降でも、その機器の更新時期に合わせて、PCB 汚染の有無を分析し、PCB 汚染機器の場合には適切に処理できる」ように、制度の見直しをお願いします。 PCB 塗膜の処理については「廃棄に至るまでの適切な管理を行うことを条件として、処理期限を設けずに、使用を継続することとする。当該機器を廃棄する際には、確実に分析を行い、その結果に従って適切に処理を行うと共に、使用・処理が終了したことを行政に届け出る。」の対象となるように強く希望します。	保管事業者は、その低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を令和 9 年 3 月 31 日までに自ら処分し、又は処分委託しなければなりません。これを確実に達成するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（閣議決定）では、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は、製品ごとに分析を要すること、分析時に機器の停止又は停電を要する等運用上の制約から容易に対応できない場合があること、封じ切り機器に係る問題があること等特有の課題が存在するため、まずはその実態把握を十分に行った上で、廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去を進めるための方策について検討し、実施することとされており、引き続き実態把握に努めてまいります。
3	低濃度 PCB 廃棄物は、時間的、物理的に処理が困難で完了出来ないリスクを考慮する必要がある。 国においては、確実に処理可能な仕組みを検討いただきたい。	質問 1 と同じ。

環境省大臣官房環境保健部環境安全課
 代表 03-3581-3351
 直通 03-5521-8261
 課長 太田 志津子（内線 6350）
 保健専門官 飯野 彬（内線 6361）
 担当 竹本 法博（内線 6355）